

法学用語 小辞典



有斐閣双書
小辞典シリーズ

法学用語小辞典

編集代表

河 本 一 郎
中 野 貞 一 郎



有斐閣双書〈小辞典シリーズ〉



有斐閣双書〈小辞典シリーズ〉

法学用語小辞典

定価 1,500 円

昭和 58 年 3 月 20 日 初版第 1 刷印刷

昭和 58 年 3 月 30 日 初版第 1 刷発行

編 者

かわ もと いち ろう
河 本 一 郎
なか の てい いち ろう
中 野 貞 一 郎

発 行 者

江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町 2-17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東 京 (264) 1311 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番

京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

印刷・共同印刷工業 製本・新日本製本

© 1983, 河本一郎・中野貞一郎. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-05640-4

編 集 委 員

石	田	喜	久	夫
榎	原			猛
大	野	真	義	
川	島	慶	雄	
河	本	一	郎	
中	野	貞	一	郎
浜	田	富	士	郎
松	島	諄	吉	
三	井		誠	
矢	崎	光	圀	

(五十音順)

は し が き

現代の社会・経済情勢の発展とともに、それを律する法的規制もますます増加し、しかも複雑なものとなってきた。新しい法律がつぎつぎと作られるのみならず、既存の法律についても、改正によって、その内容は多様かつ複雑なものとなりつつある。

このような状態のもとで、いやおうなしにわれわれの生活や仕事あるいは学習のなかに入りこんでくる法的な事項についての確な理解をもつことはかなり困難であり、ひとつの事項を調べているときにそれに関連して他の法制度や法概念に出くわすことも多い。そこで、あらゆる基本的な事項について説明が得られるような、簡単にひもとける手引書があれば、非常に便利なわけである。

もっとも、そのような必要をみたすためには、本格的な法学辞典もある。しかし、初めて法律に接する人たちが、日常的な必要に応じて、あるいは教室で講義を聴きながらでも参照できるものとしては、もっとハンディなものではなければならない。しかも、上述のような本来の目的を達成できるものでなければならない。そこで、本書では、実定法——この言葉の意味なども本書によって知ることができる——を中心に基本的な法学用語約1660を厳選し、それに適切な解説を加えることにした。その解説に当たっては、法律を初めて学ぶ人たちを念頭において平易にして明確な叙述を心がけた。本書が所期の目的に役立つことを心から願う次第である。

おわりに、多忙のなかを執筆にご苦心下さった諸先生方に厚く御礼を申し上げます。

昭和 58 年 2 月

編集代表 河 本 一 郎
中 野 貞 一 郎

凡 例

1 編集の方針

初めて法律を学ぶ学生や一般の方々に対して学習のよき参考書となるよう、法学上の基本的な用語をわかりやすく解説することとした。

2 項目選定の範囲

項目は、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、労働法、国際法、国際私法、法一般のそれぞれの分野から、学習上必要とされる基本用語約1660を選んでいる。

3 項目の配列

(1) 原則として、新かなづかいによる五十音順により配列した。なお、二様の慣用的な読み方のある項目については、双方をそれぞれの読み方のところに掲げ、どちらからでも検索できるようにした。

(2) 外国語の項目は片かなで表わし、一般に慣用される読み方に従った。

(3) 国語の長音は「ウ」で表わし、その順序によった。

(4) 促音は「ッ」で表わし、その順序によった。

4 法令の引用

(1) 法令を引用するときには、その法令名は有斐閣発行の六法全書、小六法、ポケット六法の略語表の表記に従った略称を用いた。

例：刑訴	刑事訴訟法	憲	日本国憲法
国公	国家公務員法	不登	不動産登記法
民執	民事執行法	労基	労働基準法

(2) 同一項目の説明中に同一の法令の条文を数箇所て続いて引用するときは、最初に法令名を示し、以後は省略し条数のみで表示した。

(3) 条文を引用するときは、条文数はアラビア数字で、項数は①、②……で、号数は□、②……で示した。

例：民12①④は、民法12条1項4号の意。

5 判例の引用

判例の引用にあたっては、他の法律書の多くで用いられている略記法に従って、以下のように表示した。

例：(1)最大判昭41・10・26刑集20・8・901は、最高裁判所大法廷昭和41年10月26日判決（最高裁判所判例集〔刑事〕20巻8号901頁収載）の意。

(2)札幌高判昭44・6・24判時560・30は、札幌高等裁判所昭和44年6月24日判決（判例時報560号30頁収載）の意。

6 項目の相互関連

(1) 相互に密接に関連する事項、たとえば「意思主義」と「表示主義」、「必要費」と「有益費」のようなものは、「意思主義・表示主義」「必要費・有益費」のようにひとつの項目として一括して説明した。この場合、「表示主義」「有益費」も別に項目として掲げて、検索できるよう配慮している。

(2) 同義語や他の項目で一括して説明した事項については、見出し項目として項目名のみを掲げ、⇒を用いて他の項目を指示した。

例：未遂⇒実行の着手

刑の量定⇒量刑

(3) ある項目について、特に他の項目の参照が望ましいときには、「⇒○○○」としてその項目を指示した。

執筆 者 (五十音順)

浅田 和 茂 [AK] 大阪市立大学助教授
 阿 部 照 哉 [AT] 京都大学教授
 天 谷 進 [AS] 元南山大学講師
 生 田 勝 義 [IKi] 立命館大学教授
 石田喜久夫 [IKk] 神戸大学教授
 磯 村 保 [IT] 神戸大学助教授
 伊 藤 公 一 [IKi] 大阪大学教授
 榎 原 猛 [ET] 大阪大学教授
 大 島 俊 之 [OT] 大阪府立大学講師
 大 野 真 義 [OM] 大阪大学教授
 金 谷 重 樹 [KS] 帝塚山学院短期大学助教授
 亀 田 健 二 [KKn] 京都産業大学助教授
 川 島 慶 雄 [KY] 大阪大学教授
 河 本 一 郎 [KI] 神戸大学教授
 神 崎 克 郎 [KKi] 神戸大学教授
 國 井 和 郎 [KKz] 大阪大学助教授
 窪 田 宏 [KH] 神戸大学教授
 小 嵐 典 明 [KN] 富山大学講師
 潮 海 一 雄 [SK] 甲南大学教授
 椎 橋 隆 幸 [ST] 中央大学教授
 墨 谷 葵 [SA] 京都産業大学教授
 高 木 多 喜 男 [TT] 神戸大学教授

高 島 学 司 [TG] 龍谷大学教授
 田 中 克 志 [TKi] 富山大学助教授
 種 谷 春 洋 [TH] 大阪市立大学教授
 徳 田 和 幸 [TKz] 愛媛大学助教授
 中野 貞 一 郎 [NTi] 大阪大学教授
 中 山 勲 [NI] 大阪大学助教授
 西 村 峯 裕 [NM] 京都産業大学助教授
 西 本 晃 章 [NT] 大阪大学助教授
 根 岸 哲 [NA] 神戸大学教授
 浜田 富 士 郎 [HF] 神戸大学教授
 福 田 雅 章 [FM] 一橋大学助教授
 本 間 義 信 [HY] 静岡大学教授
 正 井 章 彦 [MS] 熊本大学助教授
 松 岡 博 [MH] 大阪大学教授
 松 倉 耕 作 [MK] 南山大学助教授
 松 島 諄 吉 [MJ] 大阪大学教授
 三 井 誠 [MM] 神戸大学教授
 村 井 正 [MT] 関西大学教授
 森 田 章 [MA] 神戸学院大学助教授
 矢 崎 光 圀 [YM] 大阪大学教授
 山 下 友 信 [YT] 神戸大学助教授
 渡 辺 武 文 [WT] 甲南大学教授

* カッコ内のアルファベットは執筆者の略号を示す。



悪意 ⇒善意・悪意

悪意の抗弁 手形債務者が手形所持人の前者に対して人的抗弁を主張しうる場合に、所持人がその債務者を害することを知って手形を取得した場合には、手形債務者は、このような所持人に対しても、前者に対して主張しえた人的抗弁を主張しうる（手17①但・77①国、小22但）。これを悪意の抗弁と呼ぶ。たとえば、AがBにある品物の製造を注文し、その請負代金の前渡金として約束手形をB宛に振り出し、Bはその手形をCに割引のために譲渡した。その後Bは倒産し、請負契約は解除された。この場合において、Cが、手形の取得のさいに、Bが倒産するであろうこと、そしてその結果として請負契約が履行不能になるであろうことを熟知していたときは、手形法17条1項但書にいう「害スルコトヲ知りテ」に該当し、悪意の抗弁の対抗を受けなければならない。〔KI〕

悪法 立法（制定法、判例法を含む）のさいに技術的に不備があるため悪法と呼ばれたり、法の解釈、適用のさいに徐々に本来の枠を逸脱して濫用されるため悪法と呼ばれるなど、いろいろである。では当該の法を悪い、良くない、不当だというときの基準は何か。古代から連綿と続いてきた自然法論はそういった基準の古典を示す。自然法に反する実定法は効力をもちえない。しかし、基準は何も自然法に限らない。近代で法が世俗化してくると、自然法は後景に退くとしても、より高い価値としての正義その他は、依然、実定法の是非、不当をはかる基準の役を与えられる。これは

実定法超越的基準からの実定法批判の伝統が今日なお続いていることを物語る。同時に、実定法の範囲内でも下位の法が上位の法に反する場合効力を失うといった形で、規範秩序内における個々の効力の有無、その意味における法令の是非が問われる。後者に対しては法令審査制のような実定法秩序自体における制度的是正の手段（憲81）もあるが、時代と社会が大きく変動する現代では、生じうる悪法の可能性はそれを上廻り、今日なお悪法論議（悪法も法である、悪法は法ではない）は絶えない。〔YM〕

アグレマン (agrément) 国家が他国に外交使節団を派遣しようとする場合、派遣国はその使節団の長（大使・公使など）の任命に先立ち、接受国の同意を得なければならない。これを外交用語でアグレマンを求めるといふ。〔KY〕

アジャン・プロヴォカトゥール (agent provocateur) 警察官が始めから逮捕の目的で人に窃盗を教唆し財物に手をかけたところで直ちに逮捕する場合のように、被教唆者を始めから末遂に終らせる意思で教唆する場合をいう。その可罰性については争いがある。〔IKI〕

預合 会社の設立または新株発行にさいして発起人または取締役が、払込取扱機関の役職員と通謀して同機関より借入金をなし、それをもって払込の仮装を行うことであり、刑事罰を受ける（預合・応預合罪（商491））。またたとえば取締役が払込取扱機関以外の第三者から借入金をなして払込を行い、直後に当該会社資金をその取締役が借り受けて返済するような場合も払込の仮装といわれるが、これは見せ金による払込と呼ばれる（刑事責任はない）。預合および見せ金による払込は、真実払込をする意図がなく払込仮装の手段として行われたと認められる場合には無効となり、発起人は連帯して払込義務を負う（192②）。なお、取締役の引受担保責任につき商法280の13参照。〔MA〕

アレインメント (arraignment) 起訴認否手続と訳される。英米の刑事訴訟では、公判審理前に、裁判所が被告人に起訴事実について有罪か無罪かを尋ね、有罪との答弁があった場合には公判の審理が省略され、直ちに量刑手続に入る。英米では多数の事件が有罪答弁により処理され、裁判の迅速化に役立っているが、そこでの取引による弊害も問題となっている。現行法は公判審理の省略を認めず (刑訴319③)、証拠調べの簡易化を認めている (307の2)。[ST]

安全保障理事会 国際連合の5つの主要機関のうちで最も重要なもので、国際の平和および安全の維持に関して主要な責任を負っている。この理事会は軍事的・非軍事的措置をとる権限をもつが、国連憲章が当初意図していた軍事行動をとるための国連軍はいまだ編成されていない。理事会は米・英・ソ・仏・中の5常任理事国と2年の任期で選ばれる10の非常任理事国で構成される。理事会の表決は、手続事項については9理事国の賛成投票を、非手続事項については5常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票を必要とする。後者では1常任理事国が反対すれば否決されるので、常任理事国は拒否権をもつといわれる。国連加盟国は理事会の決定に従う義務がある。[KY]

安楽死 現代医学上不治にして死期の迫った傷病者の激烈な肉体的苦痛を除去緩和するために、安楽に死を迎えさせてやる処置。医学的な苦痛除去処置が副作用として生命を短縮するような場合 (狭義の安楽死)、および苦痛を延長するに過ぎない延命処置を差し控える場合 (不作為による安楽死) が適法であることについては争いがない。直接的に生命を絶つことによって苦痛から解放してやる場合 (積極的安楽死) については議論があるが、有力な学説および判例 (名古屋高判昭37・12・22高判集15・9・674参照) は、本人の同意の下で、医師が社会的に是認される手段を用いて行う場合に限り

て適法であると解している。しかし、理由付けは必ずしも明らかでない。近年、死んでゆく本人の生命に対する自己決定権という点にその本質を見出そうとする見解も出現している。[FM]

イ

委員会 ⇒行政委員会

委 棄 承役地の所有者が、地役権に必要な土地の部分の所有権を地役権者に対して放棄の意思表示をし、地役権を消滅させて、地役権の負担をまぬがれること (民287)。委棄された部分の土地所有権は地役権者に移転する。[AS]

異議・異議申立て I. 民事訴訟法上の異議は、裁判に対する不服申立方法のひとつ。上級裁判所以外の裁判所 (その裁判をした原裁判所など) に対して不服を申し立てる点で上訴ではない。これには、決定・命令に対するもの (支払命令に対する異議 (民訴437)、訴訟指揮に対する異議など) と判決に対するもの (手形・小切手判決に対する異議 (451)) がある。異議に対しては、裁判所は決定で裁判する。なお、(裁判ではなく) 当事者の訴訟行為などにつき異議権の認められる場合もある (訴えの取下げに対する異議 (236)、補助参加の申出に対する異議 (66)、口頭弁論調書に対する異議 (146) など)。[HY]

II. 刑事訴訟法上、異議申立てはいろいろな場合に用いられ、その意味を一義的にいうのは難しいが、(1)証拠調べに関するもの (刑訴309①)、(2)裁判長の処分に対するもの (309②)、(3)公判調書に関するもの (51)、(4)高等裁判所の決定に対するもの (428②)、(5)裁判の執行に関するもの (502) がある。

[MM]

Ⅲ. 行政法上異議申立てとは、行政庁の処分（国民に対し権利を設定し、義務を課し、その他具体的に法律上の効果を発生させる行為）や不作為（申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をしないこと）につき、処分庁や不作為庁に対してなされる不服申立てである。⇒不服申立て [KKn]

遺棄罪 老幼・不具または疾病のため扶助を必要とする者を遺棄する罪。1年以下の懲役に処せられる（刑217）。これらの者を保護責任者が遺棄し、または生存に必要な保護をしないときは重く罰せられ、3月以上5年以下の懲役に処せられる（218①）。自己または配偶者の直系尊属（⇒尊属・卑属）に対して犯したときは、さらに重く罰せられ、6月以上7年以下の懲役に処せられる（218②）。遺棄とは扶助を必要とする者を保護された状態から保護されない状態におくことをいう。たとえば、デパートなどで急病人や迷子が発生した場合、屋外に連れ出して放置するといった作為の遺棄のほか、親が捨子するために子供をデパートに置き去りにするような不作為による遺棄がある。後者は保護責任者による遺棄だけが犯罪となる。保護責任者は、必ずしも親権者のように法令に基づくものだけでなく、契約・事務管理・慣習・条理に基づくものも含む。遺棄によって傷害または死亡の結果を生じた場合には結果的加重犯の責を負う（219）。[OM]

遺警罪 拘留・科料に当たる軽犯罪であって、重罪、軽罪に対する名称。現行刑法はフランス刑法にならった旧刑法のこの3分主義を廃したため、現在ではこの名称は用いられていないが、その実質的な内容は軽犯罪法に規定されている。[SA]

違憲法令審査権 国家行為が憲法に適合するか否かについて審査する権限。審査機関、審査方法はさまざまである。通常、司法機関による。これには、通常裁判所が具

体的訴訟事件を裁判するさいに前提として行う司法審査制（アメリカ型）と、特別の憲法裁判所が具体的事件と関係なく行う抽象的違憲審査制（大陸型）とがある。憲法81条は前者をとり入れたものと解釈されている。下級裁判所も審査の権限を有するが、違憲問題について終審的に決定するのは最高裁判所である。違憲審査の対象は「一切の法律、命令、規則又は処分」（憲81）である。条約については争いがあるが、判例は審査の仕方に制限を付しながら肯定している（最判昭34・12・16刑集13・13・3225）。憲法判断を避ける統治行為を認めるかどうか、統治行為の範囲についても争いがある。最高裁判所の法令違憲判決の効力については、(1)当該事件に限ってのみ違憲とされた法規が適用されないとする個別効力説、(2)違憲とされた法規は一般的に効力を失くなくなるとする一般効力説、(3)違憲判決の効力は法律の定めるところにまかされているとする折衷説が対立する。[AT]

遺言 自己の死後の法律関係ごとに財産関係を民法の定める一定の方式に従って処分する法律行為を遺言という。遺言をなしうる事項は、法定の行為に限られている。主たるものとしては、遺贈（民964）、認知（781②）等である。満15歳に達した者は遺言をすることができ（961）、禁治産者も意思能力があれば、遺言をなし得るが、本心に復していたことを証する医師2人以上の立会を要する（973）。遺言の偽造・変造を防ぎ、遺言者の真意を確保するために、民法は厳格な方式を要求している。その方式に応じて、自筆証書によってなす自筆証書遺言（968）、公正証書によってなす公正証書遺言（969）、秘密証書によってなす秘密証書遺言（970）、死亡の危急に迫った場合に簡易な方式でなされる危急時遺言（976）、隔絶地にある者に許された簡易な方式である隔絶地遺言（977～979）がある。[TT]

遺言執行者 遺言の内容を実現することを遺言の執行というが、遺言による認知

(民781②)とか、特に法律の定める場合を除けば、相続人が遺言を執行してよい。しかし、遺言者が遺言で遺言執行者を指定したり、または、指定を第三者に委託した場合(1006①)、あるいは、利害関係人の請求により、家庭裁判所が、遺言執行者を選任した場合には、この者が、遺言の執行をする。遺言執行者の地位については、民法は、相続人の代理人とみなしている(1015)。遺言執行者は相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をなす権利義務を有する(1012①)。(TT)

遺言の検認 遺言書の保管者、保管者なき場合において遺言書を発見した相続人は、相続の開始を知った後遅滞なく、それを家庭裁判所に提出してその検認を請求しなければならない(民1004①、ただし公正証書遺言書を除く(同②))。検認は、遺言の形式その他の状態を調査・確認し、遺言者の偽造・変造を防止し、かつその保存を確実にする目的でなされる一種の検証手続にすぎず、遺言の内容の真否、その有効性を判断するものではない。したがって、検認を経たからといって遺言の有効性が認められるものではない。(TT)

遺産分割 共同相続の場合には、相続開始と共に、相続財産は共同相続人の共有に属する。かかる共有状態が、いつまでも続くことは、民法の個人主義的財産制度からみて望ましくない。かかる共有状態を終らせる方法が、遺産分割である。被相続人の分割方法に関する遺言があればこれに従って分割される。分割の方法を遺言により第三者に委託することもでき(民908)、この場合は第三者によってなされる。遺言なきときは、共同相続人間の協議でなし(907①)、この協議が調わないとき、またはできないときは、各共同相続人は家庭裁判所に分割を請求することができる。遺産は多種多様の財産から構成されているのが通常である。そこで、遺産の分割は、遺産に属する物または権利の種類・性質、各相続人

の年齢・職業・心身の状態・生活の状況、その他一切の事情を考慮してなすものとしている(906)。(TT)

意思自治の原則 ⇒ 契約自由の原則、当事者自治の原則

意思実現 一定の効果意思の存在を推測させる行為であって、しかも、効果意思を外部に表出する目的をもってなされたものとはみられない行為。たとえば、旅客の申込を受けて、旅館側が客室の掃除をすること。申込者の意思または取引上の慣習により、承諾の通知を必要としない場合には、意思実現によって契約が成立する(民526②)。取引所、病院、ホテルなどにおけるように、迅速に契約が締結される場合に多い。(OT)

意思主義・表示主義 表示から推断される意思と表意者の真意とが一致せずあるいは一致してもその形成過程に瑕疵ある場合に、表意者の真意を重視する立場を意思主義、表示を重視する立場を表示主義という。両主義の対立は、意思表示の内容は何かという意思表示の解釈と、表示に拘束されるか否かという意思表示の効力の2つの場面で問題となりうる。自己の意思に従ってのみ効果の帰属が認められるという私的自治原則と、表示に対する信頼は保護されるべしとの取引安全の思想は、共に尊重されるべき基本的ファクターであり、意思か表示かという二者択一ではなく、個々の類型につきいずれをより尊重すべきか、それを正当化する根拠は何かを明らかにすることが肝要である。民法典もこのような見地から、意思表示の効力につき93条以下で個々の解決を図っているが、学説上、民法典の立場は未だ意思主義的色彩が濃いと批判が加えられている。(IT)

遺失物拾得 占有者の意思に基づかないでその占有から離脱した物で、盗品でない物を遺失物といい、これを拾得した者は、遺失物法に従って公告した後、6カ月内に所有者が現れない場合に、遺失物の所有権を取得する(民240)。具体的には、拾得

者（意思能力があればよい）が、拾得の日から7日以内に遺失物を警察署に差し出し、そこで公告の手続がなされる。管守者がある船車建築物などのなかで拾得したときは、管守者（たとえば、電車の車掌）に差し出さねばならない（遺失10）。なお、所有者が遺失物の返還をうけたときは、拾得者に対し、物件の価格の100分の5から100分の20の範囲内で報労金を払わなければならない（4）。[KK]

意思能力 私法は各人が自己の自由な意思に基づいてのみ権利を取得し義務を負うものとする。その不可欠の要件として自由な意思決定をするのに必要な正常な判断能力をいう。具体的には精神病患者、満6歳くらいまでの幼児、夢遊病者の夢の中、通常人の意識を失うほどの酩酊状態などが意思能力のない者の例である。意思能力のない者のした法律行為は無効と解されているが取り消しうべき行為だとする学説も近時有力である。[NM]

意思の欠缺 表示行為に対応する真意の存在しない場合を意思の欠缺ないし意思と表示の不一致という。心裡留保・虚偽表示・錯誤による意思表示がこれに該当するとされ、法文上もこのような用語が見られる（民101①）。脱税ある意思表示と対比的に用いられるが、近時の有力な見解は、動機の錯誤においては表示行為に対応する真意が存在し、真意決定過程に脱税があるに過ぎないことを一致して承認する。両者の概念的区別の実益は少ない。[IT]

意思表示 一定の私法上の権利義務関係の創設・変更・消滅を意欲する意思を外部的に表示する行為。表示者側からみれば、一定の動機に基づき效果意思（真意、内心の意思）を決定し、これを外部的に告示する意思（表示意思）の下に表示する（表示行為）という過程をたどる。したがって表示者側からみれば、效果意思こそが重要であるが表示の相手方にとっては效果意思が推断せしめる表示行為にこそ重要な意味が

与えられることとなる（この点につき、意思主義・表示主義）。また、表示意思につき、わが国の通説はこれを意思表示の独立の構成要素と見ず、表示意思の不存在は錯誤の問題として処理すれば足りるとする。意思表示は法律行為の不可欠の構成要素であるが、法律行為として有効に成立して始めて所定の効果を生ずる。たとえば、契約の申込は承諾と合致して契約が成立することにより効果を生ずる。取消しは意思表示であると同時に単独行為というひとつの法律行為である。[IT]

慰藉（謝）料 民法は非財産的損害の賠償を認めており、精神的苦痛に対する損害賠償を特に慰藉料と呼ぶ。慰藉料は、不法行為による直接の被害者はもとより（民710）、生命侵害の場合には、死亡者の父母、配偶者および子も請求できる（711）。慰藉料は性質上、算定困難であるが、加害の程度や当事者双方の資産状態など諸般の事情を考慮して、裁判所が決定すべきである。裁判例では、定額化・定型化される傾向もみられる。そのために、慰藉料は賠償額を調整する機能ももっている。[KKz]

意匠権 →無体財産権

遺贈 遺贈とは、遺言による財産の無償譲与をいう。遺贈によって与える財産的利益は、権利の供与だけでなく、受遺者（遺贈を受ける者）の負担している債務の免除のごとき義務の免除をも含む。遺贈には包括遺贈と特定遺贈がある。前者は、遺産の全部または、2分の1、3分の1といった割合による部分を、目的物を特定しないでなした遺贈をいい、後者は、対象を具体的に特定して（A不動産というように）なす遺贈をいう。両者の主たる相違は、前者にあっては消極財産をも承継するのに対して後者はそうでない点にある。もっとも、土地を遺贈するから、自己の祖母を看護、扶養すべしといったような負担を遺贈につけることもできる。これを負担付遺贈という。[TT]

一事不再議 会議体において、いったん議決された案件について同一会期中重ねて審議しないという原則。同一会期中に、すでに議決された案件を再び審議することは議決を不安定にするし非効率でもあることから認められた。現憲法は明治憲法39条のような明示の規定をおいていないが、会期制をとる以上議事運営上の当然の条理として認められる。法律案について両議院の議決が異なった場合の衆議院の再議決(憲59②)は憲法の認める例外である。[AT]

一事不再理 I. 刑事訴訟法上、事件について有罪・無罪の実体判決があったとき、同一事件について再度の起訴・審理を許さないことをいう。誤って再び公訴が提起されたときは免訴の判決が言い渡される(刑訴337Ⅱ)。その理論的性質については説が分かれ、従来は一事不再理を既判力と同視する見解が一般であったが、最近ではこれを既判力ではあるが二重の危険(憲39)に基礎づけられるとする見解や、さらに既判力とは関係なく二重の危険の禁止に基づく政策的なものとする見解が有力である。また免訴の判決に一事不再理効が認められるかどうかについても争いがあり、これを肯定するのが通説であるが、免訴を形式裁判とする立場を貫徹させればこれを否定すべきという説も主張されている。⇒既判力[MM]

Ⅱ. 民事訴訟法においても、近時、既判力の作用として一事不再理を認める見解が唱えられている。この立場によれば、既判力は同一事項の審判のくり返しとなる当事者の主張や抗弁を不適法として却下するという消極的作用としてあらわれることになり、同一訴訟物についての後訴は、不適法として却下されることになる(しかし、民事訴訟における権利関係の時間による変動可能性からして、また前提問題としてあらわれる場合が多いことからして、この立場からしても、現実の訴訟では、既判力は積極的作用としてあらわれる場合が多いこと

になる)。なお、一事不再理を、既判力の根拠として理念化する考えもある。[HY]

一人会社 株式会社の成立時には、7人以上の株主の存在を要する(商165・169)。しかし、会社成立後は株主が7人未満となり、極端に一人株主しか存在しない会社(一人会社)でも解散とはならない(404)。株式会社に一人会社が認められるのは、その株式が他に譲渡されうるからだと解されている。一人会社を認める以上、会社の成立時においても一人会社を認めるべきだとする立法論も登場している。[MA]

一部事務組合 ⇒特別地方公共団体

一物一権主義 (1) 1個の物の上に同一内容の物権は1個しか存在しえず、逆に、(2) 1個の物権の客体は1個の独立した物でなければならないとする原則。(1)から、たとえば、同一物上に、A、B 2人が、同時に所有権を有することはありえない。この意味で、これは物権の排他性の一表現である。(2)は、物権の客体の特定・独立性を確実にし、的確な公示を容易にするという理由によるものであり、ここから物の一部(構成部分)や複数の物(集合物)の上には1個の物権が成立しえないことが導かれる。公示の要請に反しなければ、これは厳格に貫徹されなくてもよく、一筆の土地の一部の売買当事者間での所有権移転、集合物に対する1個の譲渡担保も認められる。[AS]

一厘事件 旧煙草専売法(明37法14、昭和24年の「たばこ専売法」により全改)に違反して、たばこ耕作者が、政府に納入しなければならない葉たばこ7分(約2.5g)、価格1厘のものを手刻みにして喫煙消費した事件。控訴審では被告人を有罪としたが(明43・6・20)、大審院は、これを破棄して無罪を言渡した(明43・10・11刑録16・1620)。零細な違法行為は、共同生活に危害を及ぼさないという理由から法益侵害性が否定されて、違法性を欠くと判示したこの判例は可罰的違法性の理論の思想的根拠をなすものとして注目されている。[OM]

逸失利益 ⇒うべかりし利益

一身の刑罰阻却事由 犯罪は成立している（構成要件に該当する違法かつ有責な行為が存在する）にもかかわらず、これに対する刑罰権の発生を妨げるところの行為者の一定の身分的關係をいい、人的処罰阻却事由ともいわれる。たとえば、親族相盗に関する刑法244条1項前段の直系血族・配偶者・同居の親族という身分的關係がそれ（その他、刑257①、憲51など参照）。なお、この概念を否定し、これを違法性阻却事由ないし責任阻却事由に還元すべきだという主張もある。〔NT〕

一般権力関係 ⇒特別権力関係・一般権力関係

一般職 ⇒公務員の職

一般的拒否権 ⇒普通地方公共団体の長

一般の先取特権 債務者の財産の保存・清算・配当に要した共益費用、雇人の給料、葬式費用、日用品供給の代金の4種の債権について、債務者の総財産の上に認められている先取特権（民306～310）。一般先取特権の効力については、その対抗力の点で若干の保護が与えられ（336）、他面、その優先弁済権の行使にさいして若干の制限がなされている（335）。〔TK1〕

一 **筆** 物権の客体としての土地の単位。土地は物理的に連続しているからこれを登記簿の上で便宜的・人為的に区分し物権の客体としての個物の範囲を定め、一筆ごとに地番を附して同一性を識別する。土地登記簿は一筆ごとに一用紙を備える。もっとも一筆の土地の一部分でも物権取引の客体となりえ、取得時効も完成しうる。ただし不動産登記法の手続に従って分筆しない限り当該物権変動を第三者に対抗しえない。〔NM〕

囲繞地通行権 袋地の所有者が、袋地の利用に必要な範囲で、公路に至るまでまわりの土地（囲繞地）の一部を通行できる権利（民210～213）。通行権者は所有者であるのが普通だが、地上権者や対抗力を

備えた賃借人もこれに当たる。占有者にも通行権を与えるべしという主張もある。通行のため通路を設けることもできるが、囲繞地にとって最も損害の少ない方法をとる必要があり、通行によって囲繞地所有者の被った損失を補償しなければならない。例外的に、分割または土地の一部の譲渡により袋地を生じたときは、袋地所有者は無償で分割前の土地または譲渡の他方の土地を通行することができる（213）。この無償通行権は、分割前の土地など（囲繞地）に附着する負担であるとともに、袋地そのものと一体の権利とみるべきであるから、袋地・囲繞地の双方またはいずれか一方が第三者に譲渡されても、その性質を変えるものではない。〔IKk〕

委任 弁護士に訴訟を依頼する場合のように、委任者が法律行為をなすことを受任者に委託し、受任者がこれを承諾することによって効力を生ずる諾成契約である（民643）。委任は原則として無償だが、有償であってもよい。当事者はいつでも解除しうる（651）ほか、委任者または受任者の死亡または破産、受任者の禁治産宣告によって終了するが（653）、その効果は将来に向かってのみ生ずる（652）。受任者は自己の裁量によって事務を処理しうるが、委任の本旨に従って善管注意義務をもって委任事務を処理しなければならず（644）、処理状況などの報告義務（645）や受け取った物の返還義務（646・647）を負担し、費用前払、費用償還や報酬の請求権をもつ（648～650）。〔KK2〕

委任事務 ⇒地方公共団体の事務

違法行為の転換 瑕疵ある行政行為について、これを別個の行政行為としてみれば瑕疵がない場合、それを別個の行政行為として扱い、その効力を維持すること。たとえば、死者に対する農地買収処分を、それを知りまたは知りうべき状況にあった相続人に対する処分として扱うこと。違法行為の転換は、行政上の手続の無駄な反復を避

けるために認められるものであるが、その反面、法律による行政の原理に反するものである。そこで、違法行為の転換は、無制約には認められず、別個の行政行為として見ても、その目的、内容、要件などにおいて実質的同一性が保たれ、手続の反復が単なる形式的意味しか持たない場合に限られるとするのが一般である。〔KS〕

違法収集証拠の排除 ⇒排除法則

違法性 Ⅰ、刑法上、法益侵害・危険が法秩序によって許容されないことをいう。法益侵害・危険があれば原則として違法である。しかしながら、たとえば、人が殺され、生命という法益の侵害があっても、それが正当防衛によるものであれば、法秩序によって許容されるなど、最初から違法でないこともかなりある。このように違法性は、法益侵害・危険を核としつつも、それに尽きるのでなく、それをめぐる事態への法による否定的価値評価という性質をもつ。かつては、主観的違法論と客観的違法論との対立があったが、今日では責任のない違法を認める客観的違法論が通説である。その下で、形式的違法と実質的違法との関係をどうみるか、さらに、実質的違法の内容を、侵害された法益と他の法益との衡量によって決定するか（結果無価値論）、それとも、社会倫理規範によって決定するか（行為無価値論）という問題が議論されている。〔IK1〕

Ⅱ、民法上、違法は一般に法秩序に抵触・違背することを意味し、違法行為は法律上の制裁・非難を受ける。債務不履行（民415）と不法行為（709以下）が私法上の違法行為であって、違法性はその成立要件のひとつである。不法行為では、権利侵害から違法性への展開がみられ、違法性がその客観的要件となっている。この考え方は第2次大戦後の立法に採用されている（国賠1）。不法行為における違法性は、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様（法規違反、公序良俗違反、権利濫用など）との

相関関係から、その有無を判断するものとされている。これは過失判断と重複するために、違法性と過失の接近・融合が指摘されている。なお、正当防衛や緊急避難のほか、債務不履行では同時履行の抗弁権や留置権がある場合には、違法性が阻却される。〔KK2〕

違法性阻却事由 刑法上、構成要件に該当する行為は、通常、違法と推定されるが、例外的に一定の特殊事情がある場合には、行為の違法性は否定される。この特殊事情の根拠となる事由を、違法性阻却事由という。刑法は、正当行為（刑35）・正当防衛（36）・緊急避難（37）の3つを違法性阻却事由として定めているが、これら法定の事由のほか、違法性を法秩序全体の精神から実質的に捉えた場合には超法規的に違法性を阻却することが認められる。〔OM〕

違法性の意識 故意犯の責任を問うには、行為者が犯罪事実の認識だけでなく、違法性を意識していたことも必要かという問題がある。たとえば、医師の手によらない安楽死は一般に違法とされているが、苦痛に耐えきれず殺してくれと頼むガンの末期患者を医師でない者がこの場合なら許されると思って殺した場合、違法性の意識はなく、規範の問題に直面しなかったともいえるからである。この問題の解決については、⇒法律の錯誤〔IK1〕

違法性の錯誤 ⇒法律の錯誤

違法性の承継 それ自体としては瑕疵のない行政行為（後行行為）が、それにより先行してなされた行為（先行行為）の瑕疵を理由に違法とされること。後行行為が先行行為を前提として行われる限り、法理論的には、瑕疵の承継を認めることもできるが、その主張は、行政上の法律関係の早期安定という見地から制約を受ける。一般に、先行行為と後行行為とが一体性を有し、1個の法律効果の発生を目的とする場合（たとえば、事業認定と収用裁決）には違法性の承継が認められるが、それぞれ目的を異に

し、別個の法律効果を発生する場合（たとえば、租税の賦課処分と滞納処分）には、先行行為が無効の場合は別として、違法性は承継されないとされる。〔KS〕

違法争議指令 法規違反、あるいは目的、態様により違法とされる争議行為を行う旨を内容とする労働組合の指令。服従義務の存否および不服従を理由とする除名等統制処分との効力の有無が問題となる。争議指令が客観的に違法な場合、服従義務を否定し処分を無効とするのが判例の立場であり、法律遵守義務が存在することや違法争議行為への参加強制が刑事罰等の不利益強制につながるそれがその理由とされる。ただし、学説には争議時の統制維持を強調する等の立場から反対が少なくない。〔KN〕

違法判断の基準時 取消訴訟において行政処分の違法性を判断する場合、どの時点での法令や事実状態を基準とするのか問題となる。処分後の事情を問題とすることは行政庁の第1次判断権を侵害する等を理由に、行政処分のなされた時を基準とする説（通説・判例）や、取消訴訟の本質は行政処分を維持すべきか否かの判断であること等を理由に、判決時（正確には事実審最終口頭弁論終結時）を基準とする説などがある。〔KKn〕

違約金 債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきことをあらかじめ定めた金銭を違約金という。たとえば、債務を履行しないときは10万円というように定められる。その趣旨は、債務不履行があれば制裁として違約金を支払い損害賠償は別個に請求しようとするもの（違約罰）もあれば、あるいは損害賠償額の予定たる意味をもつものもある。そのいずれであるかは、個々の契約の解釈によるが、民法はこれを一般に賠償額の予定と推定している（420③）。それ故、違約金が損害賠償の予定でない主張する者がその举证責任を負わされる。金銭消費貸借についての違約金は、利息制限法4条により制限されている。〔SK〕

入会権 一定地域の住民が、一定の山林原野などで、積み肥・家畜飼料・薪炭用雑木を採取するなど共同して収益する慣習上の権利。主に自然経済に依存する農山漁村民にとって生活上重要な権利であったが、解体傾向にある。民法は、この入会を調査不十分のまま法制化し、共有の性質の有無によって2種に分け、各地の慣習に従うほか、共有または地役権の規定を適用または準用する（263・294）。立法論上、批判が多い。〔TKU〕

遺留分 相続人が相続にさいして保障されている遺産の一部を遺留分という。私有財産制度の下では、人は自己の財産を自由に処分し得る建前がとられているが、家族の利益のために制限されている。家族にとどめられる遺産部分が遺留分であり、被相続人が自由に処分しうる部分は、自由分と呼ばれている。兄弟姉妹以外の法定相続人は遺留分を有しており、直系尊属のみが相続人の場合は、相続財産の3分の1が遺留分であるが、それ以外の場合は、2分の1が遺留分である（民1028）。遺留分を侵害する遺贈・贈与がなされた場合には、遺留分権利者およびその承継人は、遺留分を保全するに必要な限度で、遺贈・贈与を減殺することができる（1031）。〔TT〕

因果関係 因果関係とは、一定の先行事実と一定の後行事実との間の必然的關係、すなわちもし前者がなかったならば後者が生じなかったであろうという関係である。特に一定の行為が一定の結果を生じたときに、行為者が一定の責任を負わされる場合の行為と結果との間の因果関係、すなわち民法の損害賠償責任および刑法の犯罪の成立に関して問題となる。学説は、行為と結果との間に少しでも因果の関係があれば因果関係があるとする立場（条件説）と、経験的にそのような行為からはこのような結果が生ずるのが通常であると考えられる範囲に法律上の因果関係を認める立場（相当因果関係説）とがあり、民法上も刑法上も